

令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金の交付について、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。（交付の目的）

第2条 この補助金は、農地又は宅地等におけるイノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス（以下「対象鳥獣」という）による農業被害又は生活環境被害の防止を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、対象鳥獣による被害を受ける個人または団体で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象鳥獣による農業被害又は生活環境被害があるつくば市内の地域に居住する者。
- (2) 対象鳥獣による農業被害又は生活環境被害があるつくば市内の地域に農地又は宅地等を所有する者。
- (3) 対象鳥獣による農業被害又は生活環境被害があるつくば市内の地域で住居又は土地等を賃借する者。
- (4) 対象鳥獣による農業被害又は生活環境被害があるつくば市内の地域で田畑等の耕作する者。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) つくば市内の農地又は宅地等における対象鳥獣による被害を防止するため、防護柵又は電気柵の資材を設置するとき。
- (2) つくば市内の農地又は宅地等におけるイノシシによる被害を防止するため、

緩衝帯の創設又は維持のための草刈り等の実施に係る資材・消耗品を購入するとき。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当する資材の購入費用とする

- (1) 防護柵又は電気柵の設置に係る資材及び設置に伴う消耗品。
- (2) 緩衝帯の創設または維持のための草刈り等の実施に係る資材・消耗品。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防護柵・電気柵の資材及び設置に伴う消耗品購入に係る場合、前条の補助対象経費の2分の1以内とし、交付対象者一人あたり5万円を補助限度額とする。ただし、設置面積が1haを超える農地の場合は補助限度額を12万円とする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 草刈り等の実施に係る場合、前条の補助対象経費の2分の1以内とし、交付対象者一人あたり5万円を補助限度額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 同会計年度内における補助金の交付回数は第4条各号の内容ごとに1回までとする。
- (2) 購入した資材・消耗品は、対象鳥獣の農地又は宅地等への侵入を防止する目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助事業は、第9条に定める令和6年度鳥獣被害防止補助金交付決定通知書(様式第2号)が届いた後に行うこと。
- (4) 補助事業を令和7年3月31日までに完了し令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金実績報告書(様式第8号)を提出すること。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取

り消すものとする。

ア 不正な手段により補助金を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金交付の条件に違反したとき。

(6) 前号において既に交付した補助金があるときは、それを返還するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金交付申請書(様式第1号)を次に掲げるいずれかの書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 該当資材・消耗品について業者等が提出した見積書

(2) 該当資材・消耗品の価格が記載されているカタログ等

(決定の通知)

第9条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適當であると認めたときは令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 規則第8条第1項の市長が定める期日は、前条の交付決定通知の送付を受けた日から10日以内とする。

(交付決定前着手の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金交付決定前着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第12条 第9条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該補助金の交付対象になった事業に変更が生じたとき、又は中止しようとするときは令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を提出して、市長の承認を受けなければならない。

（補助事業の変更等の承認）

第13条 市長は、第12条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認するときは令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金事業変更等承認通知書（様式第6号）により、承認しないときは令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金事業変更等不承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 第9条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助事業を完了したときは補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防護柵等設置又は草刈り実施に係る資材・消耗品購入費の領収書
- (2) 防護柵等設置又は草刈りを実施したことが分かる写真

（補助金の額の確定及び通知）

第15条 市長は、第14条の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う調査により、補助金の交付決定の内容等に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金額確定通知書（様式第9号）により、実績報告者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第16条 補助金の確定通知を受けた者は、令和6年度つくば市鳥獣被害防止補助金交付請求書（様式第10号）により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があつたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第17条 補助金の交付を受けた者は、この補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

令和6年4月1日から施行する。